

○国立大学法人埼玉大学教育研究評議会規則

			〔平成16年4月1日〕	
			規則第6号	
改正	平成17. 3. 10	16規則206	平成18. 4. 1	18規則15
	平成19. 4. 1	19規則3	平成21. 9. 24	21規則50
	平成27. 1. 22	26規則26	令和4. 3. 17	3規則43

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第21条及び国立大学法人埼玉大学学則第23条第2項の規定に基づき、教育研究評議会に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事及び副学長
- (3) 各学部長
- (4) 人文社会科学研究科長
- (5) 理工学研究科長
- (6) 教育学部、人文社会科学研究科及び理工学研究科から選出された教授 各1人

(任期)

第3条 前条第6号に掲げる評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできないものとする。

2 評議員に欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とし、その期間は、前項ただし書の期間に算入しないものとする。

(任務)

第4条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（国立大学法人埼玉大学（以下「法人」という。）の経営に関する部分を除く。）
- (2) 中期計画に関する事項（法人の経営に関する部分を除く。）
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) その他大学の教育研究に関する重要事項

2 教育研究評議会は、前項各号に掲げるもののほか、教員の解雇、降任及び懲戒に関する事項について審議する。ただし、国立大学法人埼玉大学就業規則第23条による解雇を除く。

(会議)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。ただし、学長に事故あるときは、学長からあらかじめ指名された理事がその職務を代理する。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

3 教育研究評議会は、原則として毎月1回、日を定めて、議長が招集する。

4 前項に定めるほか、議長が必要と認めたとき又は評議員の3分の1以上から請求があったときは、議長は臨時に教育研究評議会を招集する。

5 教育研究評議会は、評議員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

6 教育研究評議会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第2項に掲げる事項については、出席評議員の3分の2以上の賛成を得なければ議決することができない。

7 教育研究評議会は、評議員以外の役員又は教職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 教育研究評議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 3. 10 16規則206)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則15)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 4. 1 19規則3)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21. 9. 24 21規則50)

この規則は、平成21年9月24日から施行する。

附 則（平成27. 1.22 26規則26）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の第2条第5号の規定により教育学部及び理工学研究科から選出された評議員は、改正後の第2条第6号の規定による評議員とみなし、その任期は第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任を妨げない。
- 3 この規則施行後、第2条第6号の規定により人文社会科学研究科から最初に出される評議員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則（令和4. 3.17 3規則43）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。